

国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律要綱

第一 国家公務員の育児休業等に関する法律の一部改正

一 配偶者が国家公務員の育児休業等に関する法律（以下「育児休業法」という。）により育児休業をしている職員についても、育児休業をすることができるとすること及び子の出生の日から一定期間内に最初の育児休業をした職員について、再度の育児休業をすることができるとすること。（第三条

第一項関係）

二 配偶者が育児休業法により育児休業をしている職員についても、育児短時間勤務をすることができるとすること。（第十二条第一項関係）

三 配偶者が育児休業法により育児休業をしている職員についても、育児時間の承認を請求することができるものとする。（第二十六条第一項関係）

四 防衛省の職員への準用について、必要な読替えを行うこと。（第二十七条第一項関係）

第二 その他

一 この法律は、平成二十二年六月三十日までの間において政令で定める日から施行すること。ただし、

附則第八条の規定は、公布の日から施行すること。

二 この法律の施行に伴い、関係法律について所要の規定の整備を行うこと。